

告 示

埼玉県告示第百三十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所
に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川市野川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和八年三月三日

三 廃川敷地等の位置

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字城山二十一番十一

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

二三・三〇平方メートル